



新環対第511号の2
令和6年9月9日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書に対する
意見について（通知）

令和6年8月2日付け環政第492号で照会のあった標記方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、既存発電施設を高効率な施設へ更新する計画であるが、大規模な火力発電施設を設置する事業であり、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。また、当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。
- (2) 同時期に事業実施区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設が予定されているため、可能な限り情報収集を行い、大気質及び水質等への複合的な影響について予測・評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気質について

施設の稼働に伴い発生する窒素酸化物の調査地点の選定理由を、準備書において分かりやすく示すこと。また、事業による影響を受ける区域を適切に把握し、調査・予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境について

事業実施区域の周辺海域はC O Dの環境基準が未達成であることから、施設の稼働に伴う排水の影響を検討するため、富栄養化に係る全窒素や全リンの調査項目を追加すること。

(3) 動物について

事業実施区域及びその周辺において、環境省が絶滅危惧 I A類に指定しているチゴモズが確認されていることから、適切に調査・予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を準備書において具体的に示すこと。

(4) 緑化について

発電施設の更新に伴い、緑地であるはまなす公園が廃止される計画であり、また、樹林地及び草地の改変もあることから、緑化計画について、準備書において具体的に示すこと。

3 その他事項

環境影響評価準備書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。